

危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定書

東京都（以下「甲」という。）、警視庁（以下「乙」という。）、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（以下「丙」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部（以下「丁」という。）は、危険薬物及び特殊詐欺の根絶に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 この協定は、危険薬物（別表に掲げる薬物及びこれらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるものをいう。以下同じ。）及び特殊詐欺（詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（刑法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させるなどのものをいう。以下同じ。）の根絶を図るため、甲、乙、丙及び丁が密接に連携及び協力し、危険薬物の販売等（製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること（ただし、法令若しくは条例の規定による場合、又は学術研究、試験検査、犯罪鑑識、疾病の治療、工業用の用途に供するなど正当な理由がある場合を除く。）をいう。以下同じ。）及び特殊詐欺を防止するために必要な事項を定めるものとする。

（甲及び乙の役割）

第二条 甲及び乙は、丙及び丁に対し、個人情報及び事業活動情報に配慮して、危険薬物及び特殊詐欺に関する必要な情報を提供するものとする。

（丙及び丁の役割）

第三条 丙及び丁は、危険薬物の販売等又は特殊詐欺に関する情報を入手したときは、甲及び乙に速やかに通報するよう努めるものとする。

2 丙及び丁は、協会員に対し、啓発活動を積極的に推進するとともに、危険薬物の販売等又は特殊詐欺に関する情報を入手したときは、甲及び乙に速やかに通報するよう働き掛けるものとする。

3 丙及び丁は、協会員に対し、協会員が貸借の媒介若しくは代理をした建物又は協会員自らが賃貸した建物が、業として危険薬物の販売等の用に供された場合又は当該建物が特殊詐欺の用に供された場合に、契約を解除し又は契約解除に向けた措置をとる旨（特約）を盛り込んだ契約書や、危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供しない旨の確約書等の使用を働き掛けるものとする。

（相互連携）

第四条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて情報交換を行い、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

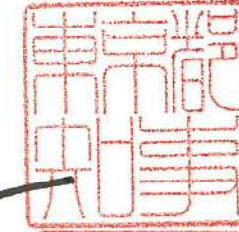
第五条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、四者が協議して決定する。

本協定の締結を証するため、協定書四通を作成し、記名押印の上、各一通を保管するものとする。

平成27年5月19日

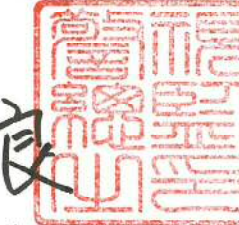
甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事

神津 勇一



乙 東京都千代田区霞が関二丁目1番1号
警視總監

高網 直良



丙 東京都千代田区富士見二丁目2番4号 東京不動産会館
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会会長

瀬川 恒夫



丁 東京都千代田区平河町一丁目8番13号 全日東京会館
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部本部長

中村 裕昌



別表

- 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻
- 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしから
- 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物